

次期長野県食と農業農村振興計画骨子（案）

【特徴】

- 第3期長野県食と農業農村振興計画の進捗状況と課題・成果を評価するとともに、新型コロナウイルス感染症の発生、脱炭素社会の構築など食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化を分析
- 農業者や農業団体、流通業者、消費者など県民との対話を通して、10年後の農業農村のあり方を創造し、めざす姿を構成
- 骨子の大きな柱は、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、「農業」は多くの県民に理解・評価され、子どもたちが憧れ、稼げる産業、「農村」は、暮らしの場としてwell-being(幸福)を実現するところ、「食」は生産と消費を結ぶものとして構成し、「農業」、「農村」、「食」の3本柱とする
- 「地域別の発展方向」は、地域振興局単位で解決すべき課題や、めざす姿として構成
- 重点的に取り組む事項は、「持続可能」、「DX」、「食料安全保障」などに係る横断的な課題や、本県の強みである園芸品目の生産振興に係る課題に対応することとして位置付けする

I 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 計画の進行管理
- 5 県民の参画と協働による計画の推進
- 6 食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化

III 食と農業・農村のめざす姿と施策の展開方向

- 基本目標 ○○○○○○○○
- 基本方向
- 1 産業としての農業振興（仮）
 - 2 暮らしの場としての農村振興（仮）
 - 3 生産と消費を結ぶ信州の食の展開（仮）

IV 地域別の発展方向

- 1 農業・農村の特徴
- 2 めざす姿
- 3 施策の展開方向

IV 重点的に取り組む事項

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

長野県食と農業農村振興の県民条例（以下「県民条例」という。）第9条に基づき策定

2 計画の性格と役割

本県の食と農業・農村に関する施策の基本計画であるとともに、全ての県民の「食」と「農」に関する指針

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年とする5か年計画

4 計画の進行管理

県民条例第8条の規定により、年次結果を長野県議会に報告し公表

5 県民の参画と協働による計画の推進

(1) 農業者の役割

- ・安全・安心で良質な食料の持続的かつ安定的な生産
- ・環境にやさしい農業の実践

(2) 農業団体の役割

- ・良質な食料の安定供給のための産地機能の維持と営農指導
- ・農業者とともに、暮らしの場である農村コミュニティの維持

(3) 農産物の流通・加工・販売を行う事業者の役割

- ・消費者に対する安全・安心で良質な食料の安定供給と県産農畜産物の利用推進

(4) 市町村の役割

- ・地域の特性を活かした農業・農村の将来あるべき姿の明確化と実現に向けた支援
- ・農業者とともに、暮らしの場としての農村コミュニティの維持

(5) 消費者・県民の役割

- ・食と農業及び農村の果たす役割の理解促進と県産農畜産物の利用による食育や食文化の発展への寄与

(6) 県の役割

- ・計画の実現に向けた効果的で実効性のある施策の実施
- ・県民の主体的な参画・協働を促すための関係機関・団体との連携した取組
- ・条例に規定された理念の浸透

6 食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生
- (2) 人口減少と少子高齢化の進展
- (3) 脱炭素社会の構築
- (4) DXの推進
- (5) 地方回帰に対する意識の高まり
- (6) 国際情勢

II 食と農業・農村のめざす姿と施策の展開方向

【基本目標】

○○○○○○○

【めざす姿】

別紙

【施策体系】

III 地域別の発展方向

1 農業・農村の特徴

2 めざす姿

※10地域振興局で、それぞれの農業・農村の
特徴、めざす姿、施策の展開方向を記載

3 施策の展開方向

IV 重点的に取り組む事項

1

2

3

次期長野県食と農業農村振興計画の施策の展開方向（施策体系）（案）

【施策の展開方向のねらい】

- 「産業としての農業振興（仮）」は、中核的経営体などの経営体の育成と多様な人材の確保、責任ある食料の総合供給産地として持続可能で安定的な農畜産物の生産、多様化する実需者や消費者のニーズに対応した販売戦略の3つの視点を位置付け
- 「暮らしの場としての農村振興（仮）」は、地方回帰の動きが加速化する中、移住者や都市住民など多様な人材による農村づくりと、頻発化・激甚化する災害や人口減少社会への対応などによる持続可能な農業・農村の基盤づくりの2つの視点を位置付け
- 「生産と消費を結ぶ信州の食の展開（仮）」は、地産地消などのエシカル消費の推進と若者への食の継承の2つの視点を位置付け
- 施策の共通視点として、「持続可能」、「DX」、「食料安全保障」などを設定する

基
本
目
標

共通視点：
「持続可能」・
「DX」・
「食料安全保障」

I 産業としての農業振興（皆が憧れ、稼げる信州の農業）（仮）

- 1 皆が憧れる経営体の育成と人材の確保
 - ア 中核的経営体の確保・育成
 - イ 地域計画（人・農地プラン）に基づく担い手確保と農地集積の推進
 - ウ 多様な担い手の呼び込みによる支え手の確保
- 2 「稼げる農業」の創出と持続的な信州農畜産物の生産
 - ア ニーズに応える信州農畜産物の生産
(果樹又はぶどうで特出しを検討)
 - イ 農村のDX及びスマート農業の推進による生産性の向上
 - ウ 有機農業等の持続可能な農業の面的拡大と安全安心な農畜産物の生産
 - エ 持続可能な農業を推進するための技術の開発・普及
 - オ 稼ぐ産地を支える基盤整備の推進
- 3 実需者ニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大
 - ア 県オリジナル品種などの県産食材の魅力（価値）発信
 - イ 稼ぐ力の強化につながる輸出の拡大
 - ウ 多様な主体との連携や農村資源の活用による新たな価値の創出
 - エ 多様なニーズに対応した流通機能の強化

II暮らしの場としての農村振興（well-beingを実現する信州の農村）（仮）

- 1 農的つながり人口の創出・拡大による農村づくり
 - ア 地域計画（人・農地プラン）に基づく適切な農地利用
 - イ 多様な人材の活躍による農村の振興
 - ウ 地域ぐるみで取り組む多面的機能の維持活動
 - エ 農村RMOの組織化推進による農村コミュニティの維持
- 2 安心安全で持続可能な農業・農村の基盤づくり
 - ア 災害から暮らしを守る農業・農村の強靭化
 - イ 持続可能な営農を支える農地・農業用施設等の整備

III 生産と消費を結ぶ信州の食の展開（魅力あふれる信州の食）（仮）

- 1 食の地産地消などエシカル消費の推進
 - ア 持続可能な暮らしを支える地産地消・地消地産の推進
 - イ 有機農産物など環境にやさしい農産物等の販売消費拡大
- 2 次代を担う若者への食の継承
 - ア 伝統野菜など地域ならではの食の継承
 - イ 農業者と関係機関の連携による食育・農育の推進